

「経験者採用試験に関する人事院公示（平成26年人事院公示第22号）
の一部改正案」の概要

I 趣旨

経験者採用試験は、各府省からの求めに応じ、人事院が必要と認めるときに実施することとされており、平成30年度の経験者採用試験について、総務省、外務省、国税庁及び農林水産省からの要望を踏まえ、平成26年人事院公示第22号の一部を改正する。

II 改正内容

1. 総務省経験者採用試験（係長級（技術））の新設

(1) 経験者採用試験の種類の名称

新設する経験者採用試験の種類の名称は、総務省経験者採用試験（係長級（技術））とする。

(2) 試験種目

新設する経験者採用試験の試験種目は、基礎能力試験、一般論文試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験とする。

(3) 受験資格

新設する経験者採用試験の受験資格は、試験年度の4月1日において、高等学校又は中等教育学校を卒業した日等から起算して12年を経過した者で、高等学校、中等教育学校、短期大学、高等専門学校、大学、大学院の課程等又は職業能力開発短期大学の専門課程、職業能力開発大学校の専門課程若しくは応用課程若しくは職業能力開発総合大学校の特定専門課程若しくは特定応用課程で電気、電子、通信、情報工学、機械、物理又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したものとする。

2. 外務省経験者採用試験（書記官級）の外国語試験の出題分野の追加

外務省経験者採用試験（書記官級）の外国語試験（記述式）及び外国語試験（面接）の出題分野にドイツ語を追加する。

3. 国税庁経験者採用試験（国税調査官級）の試験種目の削除

国税庁経験者採用試験（国税調査官級）の試験種目から政策課題討議試験を削る。

4. 農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））の受験資格の追加

農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））の受験資格に、試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して4年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して情報工学、土木、造船工学、数学、物理、林学、砂防、造園又は林産に関する課程を修めて卒業又は修了したものを追加する。

III 施行期日

平成30年7月2日（予定）